



君津市中小企業者キャッシュレス 決済導入支援補助金 - 申請要領 -

<申請受付期間>

令和7年2月28日（金）まで

【注意事項】

- ・申請には要件がいくつかありますので、本要領をよくご確認ください。
- ・補助金の交付決定前に購入や申込等したものは補助金の対象となりません。
- ・申請した年度内にキャッシュレス決済を導入していただく必要があります。
- ・予算に達した場合は受付を終了します。

君津市経済振興課

【電 話】 0439-56-1384

【メー ル】 keizai@city.kimitsu.lg.jp

補助金の概要

1 趣旨

キャッシュレス決済端末等を導入する際に必要となる経費の一部を補助することにより、キャッシュレス社会の実現に向けた基盤を構築し、もって市内産業の振興を図るために実施するものです。

2 補助金額

以下の補助対象経費（税抜価格）の2/3（上限10万円、千円未満切捨て）を補助します。
なお、補助金の交付を既に受けた実績のある事業所は申請できません。

区分	補助対象経費
備品購入費	キャッシュレス決済端末本体機器、付属機器等（汎用端末、決済端末に関連する機器、ネットワーク接続機器）
委託費	機器の設置、導入時運用サポート

【注意事項】

- 1 交付決定前に購入等したものは対象としない。
- 2 上記経費であっても、自社内部の取引によるものは対象としない。
- 3 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助の対象としない。
- 4 この補助金以外の補助金の交付を受けている場合は、補助対象経費から当該補助額を控除するものとする。
- 5 ネットワーク接続機器単体での申請は不可とする。

※物品等の購入や発注は可能な限り君津市内の事業者へ行ってください。

対象要件

下記の5つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項における会社及び個人^{※1}（以下、中小企業者）であること。

※1 中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

- (2) 市内に店舗等を有すること。
- (3) 「暴力団排除に関する規定」を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 事業内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類するものでないこと。

申請手続き

以下の点に留意して申請書類を提出してください。

- ・必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ・申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	君津市中小企業者キャッシュレス決済導入支援補助金交付申請書 (第1号様式)	<input type="checkbox"/>
②	補助対象経費の額が確認できる書類 ※見積書の写し 等	<input type="checkbox"/>
③	公的身分証明書の写し (個人) 運転免許証・マイナンバーカード 等 (法人) 登記事項証明書・定款の写し 等	<input type="checkbox"/>
④	市内で事業を行っていることがわかる書類 (営業許可証等・店のチラシ・事業所の外観写真と位置図等)	<input type="checkbox"/>
⑤	市税の滞納がないことの証明書 ※指定様式で事前に納税課に申請し、証明されたものを提出すること。	<input type="checkbox"/>

問い合わせ先

君津市経済振興課

【電 話】 0439-56-1384

【メー ル】 keizai@city.kimitsu.lg.jp

【受付時間】 午前9時から午後5時まで (平日のみ)

支給までの流れ

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは、交付決定通知書を発送いたします。交付決定以降の流れは以下のとおりです。

○実績報告書・領収書等の写しの提出（事業者→市）

↓

○実績報告の確認、補助金確定通知書（市→事業者）

↓

○交付請求書の提出（事業者→市）

↓

○補助金の振り込み（市→事業者）※請求書到着から1カ月以内に振込となります

その他留意事項

- (1) 本補助金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、補助金を返金するとともに、加算金を支払うこととなります。
- (2) 市は必要に応じて、申請内容の状況について調査する場合があります。その場合、支給対象者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (3) 支給対象者は、本補助金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類を令和5年度から5年間、保存しておかなければなりません。